

安心!

自

動

車

共

済



○2020年1月1日より制度改定実施

○新車割引適用期間が25か月以内から49か月以内に延長

●他保険(共済)からの無事故割引の継承 ●24時間365日事故受付

●「対物超過修理費用特約」付 修理費と時価額の差額を50万円を限度に補償 ●車両無過失事故に関する特別

医労連共済

2020年1月1日改定版

ご加入にあたって (必ずお読みください)

● 加入できる方 ●

○ 医労連の組合員

※1台目の新規加入時のみ、利用料1,000円が必要となります。

[5等級以下の方の加入について]

○他の自動車保険(共済)から切り替える場合、乗り入れ時の等級が5等級以下となる方の加入については別途手続きが必要です。(3等級以下は引受不可)

○加入手続きを行う前に必ず医労連共済にご連絡ください。(お引き受けできない場合もございますので、前契約の満期日よりゆとりをもってご連絡ください。)

◆なお、酒気帯び・酒酔い・暴走運転等・不法行為による事故がある場合は、等級の如何に関わらず契約のお引き受けをお断りすることがあります。

● 加入できる車 ●

○組合員またはその同居の親族(組合員の別居扶養親族を含む)が使用・所有する次の自家用自動車

- ①自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車
- ②自家用(軽四輪・小型)貨物車
- ③自家用普通貨物車[最大積載量0.5トン以下・0.5トン超2トン以下]
- ④キャンピング車
- ⑤二輪自動車
- ⑥原動機付自転車

●キャンピング車とは、「車検証(自動車検査証)」で、「用途」が「特種」で、かつ「車体の形状」が「キャンピング車」の車両が該当します。

◆その他、労働組合の車については、お問い合わせください。

医労連自動車共済のしくみ

医労連自動車共済は、全国5つのエリア(北海道・東北・関東・中部・西日本)に分けそれぞれの地域の自動車共済協同組合を引受組合とし連携して実施しています。

医労連共済を通じて、
契約者の勤務地に対応する
自動車共済協同組合に加入
していただくことを
原則としています。

西日本自動車共済協同組合 (西自共)092-441-5901

大阪府・兵庫県・京都府・和歌山県・滋賀県・奈良県
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・
香川県・徳島県・高知県・愛媛県
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・
大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

北海道自動車共済協同組合 (北自共)011-721-5233

東北自動車共済協同組合 (東北自共)022-264-1188

青森県・岩手県・宮城県・
秋田県・山形県・福島県

中部自動車共済協同組合 (中部自共)052-872-1222

愛知県・岐阜県・三重県・
福井県・石川県・富山県

関東自動車共済協同組合 (関東自共)045-201-8833

東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・
茨城県・栃木県・群馬県・新潟県・
長野県・山梨県・静岡県

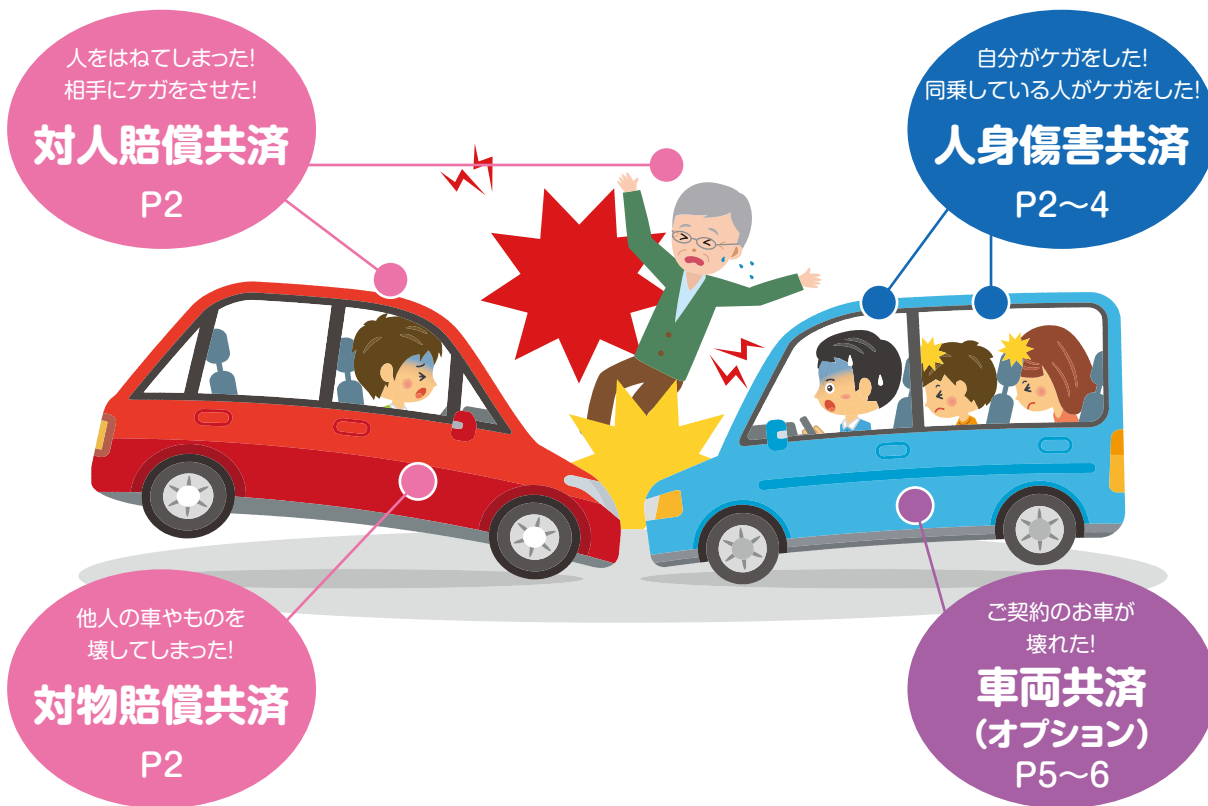
契約手続き 契約の流れ

各単組・支部を窓口にて、医労連共済を通じて、各エリアの自動車共済協同組合に団体契約にて契約をします。

共済証書は直接、組合員(契約者)の自宅あてに郵送になります。

医労連共済の基本補償

● こんな時に！ 自動車共済がサポートします ●



相手方への賠償

対人賠償共済 (人身事故)

自動車事故で他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負うとき、自賠責共済(保険)で支払われる額をこえる部分について共済金をお支払いします。

示談交渉サービス付

無 制 限

対物賠償共済 (物損事故)

自動車事故で他人の財物(車、電柱、家屋など)に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うとき、共済金をお支払いします。

示談交渉サービス付

無 制 限

2,000万円

1,000万円

免責金額(自己負担額)はゼロのみとなります。

自動
セット

対物超過修理費用特約

相手自動車の修理費が時価額を上回る場合、超過修理費として50万円を限度に支払われます。

ご自分への補償

人身傷害共済

限度額	1億円	いずれかを選択
	5,000万円	
	3,000万円	
搭乗中+車外		いずれかを選択
搭乗中のみ		

※「ご自分への補償」

⇓
ご自身及びご家族・同乗者への補償です。



2020年1月
改定

被害者救済費用特約

自動運転システムの不具合や第三者による不正アクセス等により人身事故または物損事故が発生した場合、被共済者に法律上の被害賠償責任がなかったことが確定した時に、被害者を救済するための費用をお支払いします。

● 人身事故：

対人賠償共済の共済金額を限度

● 物損事故：

対物賠償共済の共済金額を限度

ご自分への
補償

人身傷害共済

ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故で死傷したとき、
ご契約いただいた共済金額を限度に損害を補償します。

①ご自身の過失分も補償

契約車両に搭乗中の方（運転者も含む）の交通事故により死傷された場合の損害を補償します。ご自分の負担分（過失相当分）を含めて、この共済で補償します。

●過失割合 相手50%：契約者50%

●人身傷害共済（ご契約金額1億円）をご契約いただくと

相手
50%
5,000万円
相手からの
賠償金



契約者
50%
5,000万円
補償のない
自己負担金部分

たとえば
契約者ご自身の
損害額
1億円

共済からお支払い

全額補償

ご契約金額（共済金額）がお支払いの限度額となります。
※損害額は人身傷害共済規準による金額となります。

②面倒な示談交渉は不要です

自動車共済が、先にまとめて補償（共済金をお支払い）しますので、事故の相手との面倒な示談交渉にわずらわされません。（この場合、相手への請求権は自動車共済に移動します。）

例：総損害額1億円の事故で、相手との過失割合がご契約者50%：相手方50%だった場合（ご契約金額は無制限）

ご契約者

①共済金請求

②共済金支払1億円

自動車共済

③代位請求

5,000万円

事故の相手

◆もちろん、事故当初から損害額をすべて「人身傷害」に請求せず、加害者に損害賠償請求をし、示談後に過失相殺された差額分を人身傷害共済に請求することもできます。

※ケガの治療には健康保険などの制度を利用していただきます。

※総損害の認定は自動車共済約款にもとづき自動車共済協同組合が行います。

※労働者災害補償制度から給付が受けられる場合は、その給付額を差し引いてお支払いします。

対人賠償・対物賠償とも **無料**
示談交渉サービス

人身事故・物損事故とも、
相手方への賠償金のお支払いに関する交渉は

自動車共済協同組合

にお任せください。

① お客様に法律上の損害賠償責任がない場合など、当組合が示談交渉をすることができないことがあります。

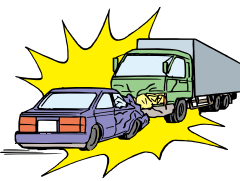




2020年1月改定

人身傷害共済選べる補償タイプ

契約車両に「搭乗中」の場合のみが基本補償です。

自動車事故でお支払いの対象となる事故の範囲は、補償タイプ(下表)により異なります。

共済金をお支払いする事故	ご契約のお車に搭乗中の方①～⑤		記名被共済者およびご家族①～④	
	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした	「他の自動車」に搭乗中の事故でケガをした	歩行中や自転車などを運転中に自動車にはねられた	
補償タイプ				
基本補償 (ご契約車搭乗中のみ)	●	×	×	
New 人身傷害車外 事故特約セット	●	●	●	

※被共済者が、ご契約のお車以外の次の自動車に搭乗中または運転中の事故は補償の対象外となります。

1. 記名被共済者、記名被共済者の配偶者、記名被共済者またはその配偶者の同居の親族が所有または常時使用する自動車
2. 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子さまが、自ら所有または常時使用する自動車を運転中の事故
3. 用途車種が「二輪自動車」または「原動機付自転車」
4. 自動車検査証の自家用・事業用の別欄に「事業用」と記載されている自動車(運転中のみ)

オプション

人身傷害車外事故特約

重複注意

ご契約者ご本人やそのご家族の歩行中の事故でも補償します。

(法人契約を除きます)

人身傷害共済で補償の対象となる事故を「ご契約の自動車に搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車に搭乗中の事故」や「歩行中や自転車を運転中など車外での自動車事故」に拡大する特約です。

複数台契約がある場合、1台の車にセットしておけば「+人身傷害車外事故特約」での補償は同居の家族、別居の未婚の子全体がカバーされます。

対象となる方

人身車外事故セット

基本補償

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま

⑤①～④以外の方で、ご契約車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の方



車両共済 (大切なお車が事故で壊れてしまったら...)

※二輪・原付は除く

ご希望により、基本補償にセットすることができます。

事故や災害等により、ご契約のお車に損害が生じた場合に共済金をお支払いします。
車両共済でお支払いの対象となる事故の範囲は次の2タイプからお選びいただけます。

充実のサポート


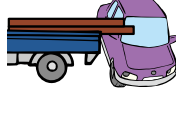




一般車両 (フルワイド)





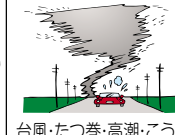

自損事故も含め事故全般について補償します。

お手頃な掛金で安心

車対車危険限定 (セキュリティー)

相手が確認できる車との事故に加え、自然災害やいたずら・盗難を補償します。

共済金をお支払いする損害	単 独 事 故					
	 相手の確認できる車との衝突・接触	 はみだしている積載物との衝突	 あて逃げ (相手車不明)	 自転車との衝突・接触	 車庫入れ失敗・車以外の物との衝突・接触	 墜落・転落
一般車両 (フルワイド)	●	●	●	●	●	●
車対車危険限定 (セキュリティー)	●*	●*	×	×	×	×

共済金をお支払いする損害	火 災 ・ 台 風 な ど					
	 盗 難	 落書き・窓ガラス破損・いたずら	 飛来中・落下中の他物との衝突	 火災・爆発	 台風・たつ巻・高潮・こう水	 地震・津波 (対象外)
一般車両 (フルワイド)	●	●	●	●	●	×
車対車危険限定 (セキュリティー)	●	●	●	●	●	×

車対車 (エコノミー) は廃止となりました (2020年1月制度改定により)。

- ◆2タイプともタイヤのみの損害 (ただし、火災・盗難の場合を除く) は対象となりません。
- ◆相手に過失のある自動車事故の場合は、相手の車の対物賠償共済 (保険) だけでは足りない自分の車の修理費用が補償されます。
(損害額 - 免責金額) - (回収金のうち免責金額を超える額) = お支払い共済金
- ◆車両共済の掛金はその都度、算出します。ご希望に応じ、見積もりを出します。等級、車種、年式などにより車両共済を引き受けできない場合がありますので、ご了承ください。
- ※自動車との衝突・接触事故の場合は、相手自動車とその運転者が確認できた場合に限り共済金をお支払いします。

自動セット 車両無過失事故に関する特別

相手方の一方的な事故で、等級ダウンしません。

追突された場合などで、お客さまに過失が無く、相手自動車等が確認された場合、ご自分の車両共済をご利用しても、等級はダウンしません。

※二輪・原付は除く


適用条件

- ① 次の事故で自動車共済協同組合がお客さまに過失がないと判断した場合
 - ・ 追突された
 - ・ センターラインオーバー車にぶつけられた
 - ・ 信号が、自車が青で相手車が赤
 - ・ 駐車又は停車中にぶつけられた
- ② ご契約のお車の運転者および保有者に過失がなかったことが確定した場合
- ③ 自動運転システムの不具合や第三者による不正アクセス等に起因する他物との衝突・接触事故が発生し、かつ、ご契約のお車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合

二輪・原付は除く

車両共済なしの方 ロードアシスタンス代車費用特約

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となりレッカーけん引された場合*1修理などご契約のお車を使用できない期間のレンタカー費用をお支払いします。



*1:ロードアシスタンス特約のレッカーけん引費用のお支払い対象となる場合に限ります。

対象車種	限度額(日額)	掛金	対象期間
1,500cc以下・軽四乗用車・軽四貨物車・小型貨物車	5,000円	1,400円	30日限度
2,500cc以下	7,000円	1,960円	かつ事故発生日などの翌日から1年以内
2,500cc超・キャンピング車 普通貨物車(0.5 ⁺ ・超2 ⁺ 以下・0.5 ⁻ 以下)	10,000円	2,800円	

二輪・原付は除く

車両共済ありの方 事故・故障時代車費用特約

修理などご契約のお車を使用できない期間など所定のお支払い対象期間のレンタカー費用をお支払いします。

①ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつロードアシスタンス特約のお支払い対象となるレッカーけん引された場合
②事故によりご契約のお車に損害が生じ車両共済のお支払い対象となる場合

対象車種	限度額(日額)	掛金	対象期間
1,500cc以下・軽四乗用車・軽四貨物車・小型貨物車	5,000円	車種・車両共済の補償タイプ・等級により掛金がかかります。	30日限度
2,500cc以下	7,000円		かつ事故発生日などの翌日から1年以内
2,500cc超・キャンピング車 普通貨物車(0.5 ⁺ ・超2 ⁺ 以下・0.5 ⁻ 以下)	10,000円		

車両共済付帯の契約

二輪・原付は除く

自動セット 車両全損時諸費用特約

衝突・接触等の偶然な事故により、ご契約のお車が全損*となった場合に、全損時諸費用共済金(ご契約の車両共済金額の10%(20万円限度)、または10万円のいずれか高い額)をお支払いします。


! *お車を修理できない場合、または修理費用が車両共済金額以上となる場合をいいます。

二輪・原付は除く

2020年1月改定点 **NEW**

車両全損時諸費用倍額払特約

新車に買い替える際に、諸費用が車両全損時諸費用特約の共済金の上限である20万円を超過するケースが考えられるため、同特約の共済金を2倍にして支払う、車両全損時諸費用倍額払特約を新設します。(任意でセット可能)



ロードアシスタンス宿泊移動費用特約

二輪・原付も対象となります

事故・故障でもOK! 掛金 510円


ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となりレッカーけん引された場合に、発生した所定の宿泊費用、移動費用および引取費用をお支払いします。

宿泊費用 1名につき1万円限度
走行不能となった場所から最寄りのホテルなどに臨時で宿泊した1泊分の費用をお支払いします(飲食代や通信費は除く)。

移動費用 1名につき2万円限度*
走行不能となった場所からお住まいや目的地などに移動するための費用をお支払いします。
*タクシー・レンタカーご使用の場合は1台に対し2万円を限度とします。

引取費用 限度額は15万円まで
修理完了後に、合理的な経路および方法で車の引き取りに要した、往路1名分の交通費(レンタカーは除く)。限度額は15万円まで。

! ロードアシスタンス特約の運搬費用のお支払い対象となり、お車が走行不能でレッカー等で運搬された場合に限ります。



注意

改定は、契約開始日が、2020年1月1日以降開始する契約から適用となります。契約開始日が、2019年12月31日以前の契約は、改定前の制度の適用となります。なお、契約開始日が、2019年12月31日以前の契約の、満期更改前の異動変更手続きについては、改定前の制度での変更となります。

自動車共済ロードサービス

24時間365日
事故・故障・トラブル時も安心

ロードサービスの対象・全車種（二輪・原付も対象）

ロードサービス専用デスク

受付 24時間
対応 365日
携帯からもOK!

0120-80-6324

※自動車共済ロードサービスは、提携会社「株式会社プライムアシスタンス」により提供しています。

自動
セット






ロードアシスタンス特約

レッカーけん引



レッカーけん引を行うために必要なクレーン作業を含みます。

30分程度の応急処置*

<p>バッテリー上がり時のジャンピング</p>  <p>共済期間中3回まで</p>	<p>スペアタイヤ交換</p> 	<p>その他の故障対応</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 冷却水補充作業 ● バルブ、ヒューズの取替 など <p>※部品代、消耗品（オイル・冷却水など）代等はご利用者の負担となります。</p>
<p>キー閉じ込み開錠</p>  <p>セキュリティ装置付車両の鍵開けに対応できない場合は、レッカーけん引での対応となります。</p>	<p>脱輪・落輪の路面への引き上げ</p> 	

自動セット

付帯サービス

燃料切れ時の給油サービス



最大10リットルまで
共済期間中1回まで

キー紛失時の鍵開けやレッカー搬送（自宅を除く）



レッカーけん引 + 現場での応急処置 **合わせて15万円**まで（1回につき）

JAF会員優遇サービス

JAF会員の方は、自動車共済ロードサービスに加えてJAFのサービスが受けられます!

自動車共済ロードサービスの内容	JAF会員	非JAF会員
事故・故障またはトラブル時のレッカーけん引・搬送	15万円限度（応急処置との合計）	15万円限度（応急処置との合計）
応急処置の際の部品代・消耗品代	7,000円限度（1共済期間中1回限り）	×
バッテリー上がり時のジャンピング	●（回数制限無し）	●（1共済期間中3回まで）
キー閉じ込み開錠	●	●
パンク時のスペアタイヤ交換	●	●
脱輪・落輪の路面への引き上げ	●	●
パンク修理	●	×
雪道、泥道、砂浜などで走行困難な状態（スタック等）からの救援	●	▲（注）
タイヤチェーンの着脱	●	×
燃料切れ時の給油サービス（最大10ℓまで）	●（1共済期間中2回限り）	●（1共済期間中1回限り）

（注）雪道または凍結路面で走行困難な状況となった場合で、雪道用のスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンを装着している場合は対象となります。



JAF会員優遇サービスは、ご利用者がロードサービス専用デスクに連絡した場合に適用となります。
ご利用者が直接JAFに手配を行った場合は作業着工前にロードサービス専用デスクにご連絡いただいた場合のみ適用されます。
（一部サービスについてはご自身でJAFにご連絡いただく場合があります。）

弁護士費用特約について

弁護士費用特約

掛金 2,240円／年

補償金額 弁護士等費用 300万円
法律相談費用 10万円

被共済者に過失がなく、示談交渉ができない時などにお役に立ちます！

被共済者が、自動車事故により身体や所有財産への被害を受け、損害賠償請求のための弁護士等費用や弁護士等への法律相談費用を負担した場合に共済金を支払います。

対象となる方

1. 記名被共済者および配偶者・その同居の親族
2. 別居の未婚の子
3. 1～2以外の者で契約車両に搭乗中の方

ポイント

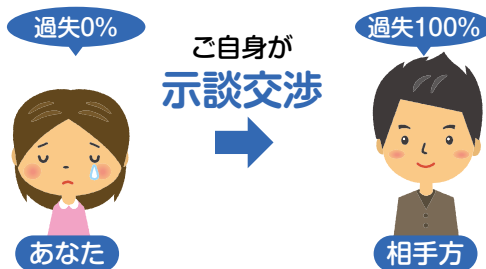
ご契約のお車に搭乗中だけでなく、歩行中の交通事故など、自動車に関わる事故全般が対象！（本人および家族）



! 複数台契約がある場合は、いずれか一台のご契約にセットされることで、ご自身や同居のご家族全員が、補償の対象となります。

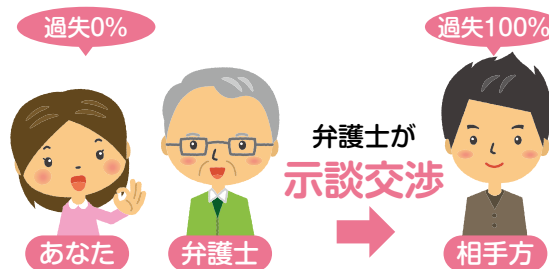
共済金額（支払限度額）	適用上の注意
<p>(1) 弁護士等費用共済金 1回の対象事故につき被共済者1名あたり、300万円を限度に実際に負担した費用を支払います。</p> <p>(2) 法律相談費用共済金 1回の対象事故につき被共済者1名あたり、10万円を限度に実際に負担した費用を支払います。</p>	<p>① 弁護士等への委任や法律相談を行う前に、事前に自動車共済協同組合の同意が必要です。</p> <p>② 本特約のみの支払いがあった共済事故については、「ノーカウント事故」の取扱いになります。</p>

1 弁護士費用特約がない場合



自動車共済は示談代行できないので、あなた自身が示談交渉をする必要があります。

2 弁護士費用特約がある場合



弁護士があなたの代わりに示談交渉を行うため、あなたの精神的な負担も大幅に軽減されます。

傷害特約

基本賠償の「対人賠償共済」に自動的にセットされています。

自動
セット

〈自損事故傷害特約〉

〔単独事故で死傷したとき〕

契約車両に搭乗中の方（運転者も含む）が単独事故により死傷され、自賠償共済（保険）金が出られなかったとき、共済金をお支払いします。

◆人身傷害共済をご契約の場合、自損事故傷害特約は自動セットされません。

死亡共済金	1,500万円	
後遺障害共済金	50万円～2,000万円（後遺障害の程度により）	
医療共済金 1名100万円を 限度	6,000円×入院日数 4,000円×通院日数	治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数



自動
セット

〈無共済車傷害特約〉

〔無共済車（無保険車）との事故のとき〕

相手方が不明・無共済（無保険）自動車との事故でご契約のお車の運転者・同乗者が死亡または後遺障害が生じた場合で、相手の方から十分な補償が受けられないときに、共済金をお支払いします。

◆人身傷害共済からの支払いがある場合は、その支払額を差し引いてお支払いします。

- 共済金額—無制限
- 死亡・後遺障害の場合のみ共済金をお支払いします。
傷害の場合にはお支払いできません。
- 個人契約の場合、歩行中のご家族も補償します。



自動
セット

〈他車運転特約〉

★記名被共済者が個人の二輪・原付以外にセット。

ご契約者とそのご家族が他人の自動車を臨時に借用して運転中に生じた事故による損害・傷害に対し、ご契約者の自動車共済からご契約者のお車を運転中の事故とみなしてご契約のお車のご契約条件で共済金をお支払いします。

借りたお車の共済契約等に優先してお支払いします。



対象となる方

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子様（婚姻歴のない方）

借用車の対象となる車

- 自家用8車種 【自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車・自家用（軽四輪・小型）貨物車・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下・0.5トン超2トン以下）・キャンピング車】

対象となる共済

- 対人賠償共済
- 対物賠償共済
- 自損事故傷害特約
- 人身傷害共済*
- 車両共済（契約している車の車両共済の条件でお支払い）
- 臨時費用特約

※①～④の方が運転中の場合、対象となる方は①～④に限られます。

④記名被共済者・記名被共済者の配偶者・記名被共済者もしくはその配偶者の同居の親族が、所有または常時使用する自動車は対象となりません。

運転者年齢条件について

対象となる車	自家用（普通・小型）乗用車・ 自家用軽四輪乗用車・二輪自動車	全年齢・21歳以上・26歳以上・30歳以上・35歳以上
	貨物車・キャンピング車	年齢条件対象外
	原動機付自転車	全年齢・21歳以上

次の①～⑤までに該当する方々の中で、ご契約のお車を運転される最も若い方の年齢に合わせて年齢条件を設定することができます。

対象となる方


- ①ご本人（記名被共済者）
- ②記名被共済者の配偶者
- ③記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④①～③までの方の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人
- ⑤ご契約のお車の所有者が法人で、記名被共済者がその法人の役員の場合、その法人の業務に従事中の使用人


※①～⑤以外の方が契約自動車を運転する場合は、年齢条件は適用となりません。（すべての年齢が対象となります）


（例）運転者の年齢条件を26歳以上に設定した場合

運転者年齢条件を適用します。

同居の親族



 (記名被共済者)
父 (51才)



母
(48才)


子
(26才)

運転者年齢条件を適用しません。
(全年齢が対象となります)

同居の親族以外の方


別居の子
(23才)


知人
(23才)

運転者限定特約

2020年1月改定ポイント

制度改定により運転者家族限定は廃止されました。

対象となる車	自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車 ※貨物車、キャンピング車・二輪自動車、原動機付自転車は対象外です。
--------	--

運転者本人・配偶者限定特約

お車を運転中の事故で、記名被共済者またはその配偶者の方が運転される場合に限り共済金をお支払いします。

●割引率 7%

同居の親族


 (記名被共済者)
父


母


子

同居の親族以外の方


別居の子


知人

125cc
以下

原付バイク特約について

★主契約の契約期間の途中で、追加したり、削除したりできます。

- 四輪車の自動車共済契約（以下、「主契約」といいます）に原付バイク特約をセットすることができます。

※1.「原付バイク」とは、総排気量125cc以下の原動機付自転車です。



4つの
ポイント

1. 他人から **借りたバイク** での事故も補償
2. 記名被共済者だけでなく **ご家族** も対象
3. 共済金の支払いを受けても **等級ダウンなし**
4. 契約時に **バイクのナンバー登録不要**

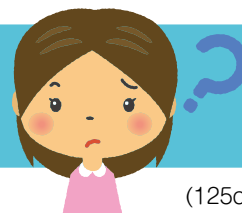
補償内容	相手方のケガ	相手方の車・モノの修理費用	自分のケガ	自分のバイクの修理費用
	●	●	▲ 自損事故のケガのみ補償	×

ご注意

「記名被共済者やご家族※」所有のバイクを「記名被共済者やご家族※」以外の方（他人、別居の親、別居の既婚の子など）に貸した場合は補償されません。

※「ご家族」…記名被共済者の配偶者、ご自身または配偶者の同居の親族（別居の未婚の子を含む）。

四輪車にセットする「原付バイク特約」と、 単独の「原付」契約の違いは？



(125cc以下)

	四輪車にセットする「原付バイク特約」	単独の「原付基本補償セット」(P10)
所有形態	自己所有・借用バイクを問わず	自己所有バイク
運転者	記名被共済者、配偶者、記名被共済者または配偶者の同居の親族（別居の未婚の子も含む）	設定した年齢条件にあう方であればどなたでも
補償内容	対人・対物賠償共済 自損事故傷害特約のみ ※搭乗者傷害共済は対象となりません。	対人・対物賠償、 搭乗者傷害 、自損事故傷害特約、無共済車傷害特約
補償額	主契約と同じ	右ページの表、「基本賠償セットB」または「基本賠償セットC」から選択
年齢条件	主契約の運転年齢に条件にかかわらず「全年齢」のみ	「全年齢」または「21歳以上」から選択
共済金の支払を受けた場合	次年度の等級ダウンなし	次年度の等級ダウンあり
掛金	等級による割引・割増のない定額制	等級による割引・割増があります

二輪(125cc超)・原付(125cc以下)基本補償セット

◎「二輪」・「原付」の基本賠償セットBかCを選択下さい。

補償内容 [補償内容の詳細はP2を参照してください]	二輪・原付	
	B	C
対人賠償共済 [他人を死傷させたとき] ★示談交渉サービス付	共済金額 無制限 (1名につき)	共済金額 無制限 (1名につき)
対物賠償共済 [他人のものをこわしたとき] ※1 対物超過修理費用特約つき ★示談交渉サービス付	共済金額(限度額) 500万円 (1事故につき)	共済金額(限度額) 1,000万円 (1事故につき)
搭乗者傷害共済 [搭乗者の方の死傷] ※「搭乗中の方」は運転者も含みます。 1.死亡共済金……契約の共済金額 2.後遺障害共済金…後遺障害等級による 3.医療共済金「部位・症状別払」(図1参照)	共済金額(限度額) 200万円 (1名につき)	共済金額(限度額) 500万円 (1名につき) (北海道のみ) 200万円
自動セット 自損事故傷害特約 [単独事故で死傷したとき] 1.死亡共済金……契約の共済金額 2.後遺障害共済金…後遺障害等級による 3.医療共済金(1名100万円を限度として) 6,000円×入院日数、4,000円×通院実日数	共済金額(限度額) 死亡 1,500万円 (1名につき) 後遺障害 ~2,000万円 (1名につき)	共済金額(限度額) 死亡 1,500万円 (1名につき) 後遺障害 ~2,000万円 (1名につき)
自動セット 無共済車傷害特約 [無共済車(保険)との事故のとき]	共済金額(限度額) 無制限 (1名につき)	共済金額(限度額) 無制限 (1名につき)

※1 対物超過修理費用特約……
相手自動車の修理費が時価額を上回る場合、超過修理費用として50万円を限度に支払われます。



図1

「部位・症状別払」医療共済金

- ◆傷害の部位・症状別に、「医療共済金支払額基準表」に定める共済金をお支払いします。
- ◆入院・通院合計日数が4日以内の場合は、部位・症状にかかわらず一律1万円をお支払いします。

入院・通院日数 = 5日以上 → 「医療共済金支払額基準表」に定める金額

入院・通院日数 = 4日以内 → 1万円

(注) 医療共済金のお支払いに関して、事故により生じた傷害に対して医師の治療を要することが条件になります。

割引などについて

2020年1月
改定

新車割引

●対象自動車

自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車

●適用条件

共済始期日の属する月が、被共済自動車の初度登録年月（初度検査年月）から49ヶ月以内であること。

（注）構内専用車、型式不明車または平行輸入車など初度登録年月が不明なもの、または確認できない自動車に対してはこの割引を適用することはできません。

●補償種目と割引率

※適用上 6S等級の割引率は、事故有係数適用期間が0年の場合にのみ適用されます。

の注意 事故有係数適用期間が1年以上の場合は、「上記以外」の割引率を適用します。



(1) 自家用普通・小型乗用車に適用

初度登録からの経過月数	等級	割引率 (%)				
		対人	対物	人身傷害	搭乗者傷害	車両
25か月以内	6(S)等級※	37	34	40	40	39
	7(S)等級	15	14	25	25	17
	上記以外	6	5	18	18	10
26～49か月	問わない					

(2) 自家用軽四輪乗用車に適用

初度登録からの経過月数	等級	割引率 (%)				
		対人	対物	人身傷害	搭乗者傷害	車両
25か月以内	6(S)等級※	25	28	45	45	28
	7(S)等級	10	12	25	25	9
	上記以外	1	3	18	18	1
26～49か月	問わない					

福祉車両割引

●対象自動車

ご契約のお車が、消費税法に基づき、厚生労働大臣が指定する「身体障害者用品及びその修理」に規定された、消費税が非課税対象となる次のいずれかの自動車であること。

ア. 運転補助装置を装備する自動車

イ. 車いす等昇降装置および車いす等固定装置を装備する自動車

●割引率 3%

（注）エコカー割引と福祉車両割引が両方ある場合は、福祉車両割引の3%を適用します。

エコカー割引

●対象自動車

自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車で、電気自動車・ハイブリッド自動車・圧縮天然ガス自動車

●適用条件

共済始期日の属する月が、被共済自動車の初度登録年月（初度検査年月）から13ヶ月以内であること。

●割引率 3%

ASV割引

●対象自動車

自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車

●適用条件

AEB（衝突被害軽減ブレーキ）が装備された自動車。契約始期が、ご契約のお車の型式の発売年度から3年後の12月末までの間にある場合。

●割引率 9%

2020年1月
改定

自家用軽四輪乗用車にASV割引適用期限を設定

自家用軽四輪乗用車のASV割引適用期限を型式発売年度の3年後の12月末とします。制度改定前は適用期限が設定されておりませんでしたので、制度改定後の継続のご契約時に、ご契約のお車の型式発売年度から3年後の12月末を過ぎていた場合は、継続のご契約にはASV割引が適用されなくなります。

2020年1月改定点

記名被共済者の年齢区分を新設

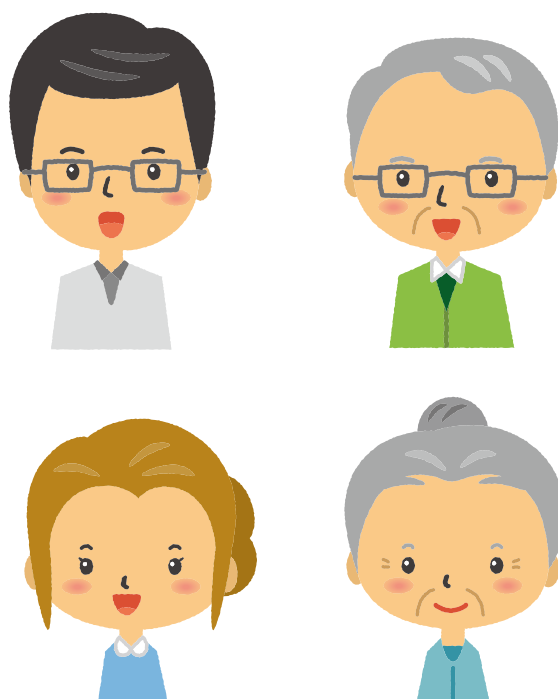
共済期間の初日における記名被共済者（主にご契約の自動車を運転される方：個人）の年齢に応じた、年齢区分（74歳以下と75歳以上に区分）を新設します。75歳以上では、74歳以下に比べ、掛金が割高になります。

運転者年齢条件	記名被共済者の年齢区分
年齢問わず補償	設定なし
21歳以上補償	74歳以下・75歳以上
26歳以上補償	74歳以下・75歳以上
30歳以上補償	74歳以下・75歳以上
35歳以上補償	74歳以下・75歳以上

※自家用普通・小型・軽四輪乗用車・二輪・原付の5車種が対象です。

※共済期間の途中で記名被共済者を別の方に変更する場合は、「変更日時点における新記名被共済者の年齢」による年齢区分を適用します。

※記名被共済者が法人の場合、記名被共済者の年齢区分の設定はありません。

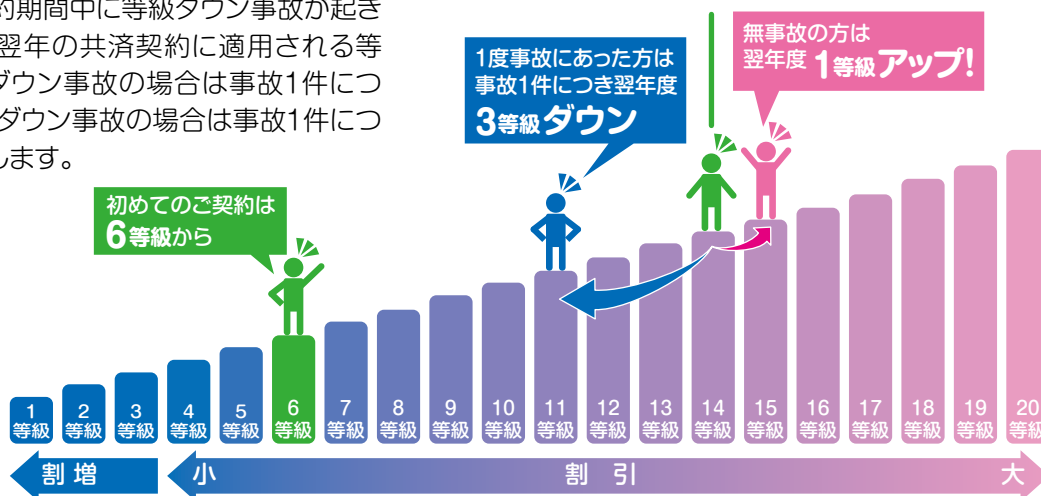


等級別割引・割増率制度

共済契約者の事故に応じてリスクを1～20等級に区分し、等級毎に共済掛金の割引または割増を行う制度です。車1台につき、1つの等級となります。

ご契約期間中に事故がなかった場合には、翌年の共済契約に適用される等級が1つ上がります。

一方、ご契約期間中に等級ダウン事故が起きた場合には、翌年の共済契約に適用される等級は、3等級ダウン事故の場合は事故1件につき3つ、1等級ダウン事故の場合は事故1件につき1つダウンします。



ノンフリート
等級別係数
(割引・割増率)

共済契約に適用する等級別係数(割引・割増率)を定めています。ご契約期間中に等級ダウン事故があった場合、翌年の共済契約に適用される割引・割増率は「事故有係数」の割引・割増率となります。

等級 事故	割 増			割 引																
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無 事 故	64%	28%	12%	2%	13%	19%	30%	40%	43%	45%	47%	48%	49%	50%	51%	52%	53%	54%	55%	63%
事 故 有							20%	21%	22%	23%	25%	27%	29%	31%	33%	36%	38%	40%	42%	44%

※1等級～6等級(F)は、「無事故」の割引・割増率と「事故有」の割引・割増率が同じです。

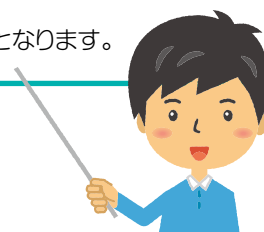
新規加入される場合

他の自動車共済(保険)からの切りかえをする場合

- ◆他の自動車共済(保険)の等級および事故有係数適用期間を引き継ぎます。
- ◆前契約からの等級の引き継ぎは、前契約の契約者・契約車両・事故歴の有無・記名被保険(共済)者を確認の上行います。
- ◆ご契約者本人以外の等級は、「配偶者間」「同居の親族間」で引き継ぎ可能です。
- ◆ご契約者本人、「配偶者間」「同居の親族間」以外の場合でも、5等級以下については引き継ぎがなければならない場合があります。

今回初めて契約する場合

前契約がなく、自動車共済に初めて加入する場合は**6等級**(6S)からとなります。



自動車共済に加入する時、等級があるのは知っていますか？

事故有係数適用期間

「事故有」の割引率・割増率を適用する期間のことを、「事故有係数適用期間」といいます。

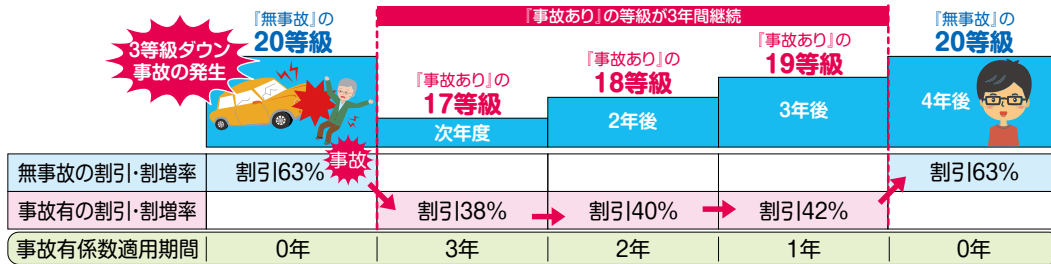
3等級ダウン事故の場合は1件につき3年間、1等級ダウン事故の場合は1件につき1年間適用されます。事故有係数適用期間は6年間を限度に積算され、1年間経過することにより1年減算します。

事故で共済金の支払いを受けた場合（未払事故・未請求事故を含みます）

3等級ダウン事故の場合

事故で共済を使うと、基本は3等級ダウンします。

「事故有」の割引・割増率を3年間適用した後、「無事故」の割引・割増率に戻ります。



1等級ダウン事故の場合

自然災害、盗難などでは1等級ダウンします。

「事故有」の割引・割増率を1年間適用した後、「無事故」の割引・割増率に戻ります。



お車をはじめて購入する方や、他社から切りかえる方

複数所有新規契約……7等級

※個人契約のみ

前契約がなく、自動車共済に初めて加入する場合で、本人または同居の親族が2台目以降の車両を購入する際に所定の条件を満たした場合は**7等級**からとなります。

対象となる車

自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車・自家用（小型・軽四輪）貨物車・キャンピング車・自家用普通貨物車（0.5トン以下、0.5トン超2トン以下）

複数所有新規が受けられる条件

- 他の自動車保険（共済）が11等級以上である
- 記名被共済者と車の所有者が以下のいずれかに該当する
(1) 記名被共済者 (2) 記名被共済者の配偶者 (3) 記名被共済者または配偶者の同居親族

2020年1月
改定

6等級と
複数所有新規7等級
の割引・割増率

	等級	割引・割増率(%)	
新規ご加入の場合 (前契約なし)	6S	4%	割増
複数所有新規の場合	7S	34%	割引

継続手続き

- ★1年契約です。毎年継続手続きが必要です。
- ★満期月の1ヵ月前までに所属組合宛に継続書類を送付します。
所属組合よりご契約者本人へご案内します。
- ★ご契約内容がご意向に沿ったものであることをご確認いただいた上で、
ご記入・ご捺印の上、満期日までに医労連共済にご提出ください。

自動車共済の場合、
満期解約でも、
継続用紙の返送が
必要です!



共済金をお支払いできない主な場合 (主な免責事由) 注意喚起情報

次の損害またはケガに対しては共済金をお支払いできません。

なお、詳細につきましては普通共済約款・特約条項の「共済金を支払わない場合」をご覧ください。

補償種類	共済金をお支払いできない主な場合
各補償共通	<ul style="list-style-type: none"> ○戦争、外国の武力行使、革命、内乱、核燃料物質などにより生じた損害 ○地震・噴火・津波により生じた損害 ○お車を競技もしくは曲技のために使用すること、またはこれらを目的とする場所において使用することにより生じた損害 など
対人賠償共済・対物賠償共済	<ul style="list-style-type: none"> ○ご契約者、被共済者の故意により生じた損害(対人・対物賠償共通) ○次のいずれかの方を死亡またはケガをさせたことにより、被共済者に生じた損害(対人賠償共済) <ul style="list-style-type: none"> ・ 記名被共済者、被共済者のご父母、配偶者もしくはお子さま ・ ご契約のお車の運転者またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま ・ 被共済者の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事中の使用人 ・ 被共済者の使用者の業務に従事中の他の使用人(ただし、被共済者をご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限り)。ただし、ご契約のお車の所有者および記名被共済者が個人の場合は補償される場合があります。 ○次のいずれかの方の所有、使用または管理する財物をこわしたことにより、被共済者に生じた損害(対物賠償共済) <ul style="list-style-type: none"> ・ 記名被共済者、被共済者のご父母、配偶者もしくはお子さま ・ ご契約のお車の運転者またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま ○台風・洪水・高潮による損害(対人・対物賠償共通) ○被共済者が事故の相手など第三者と約定することにより加重された損害賠償責任を負うことにより生じた損害(対人・対物損害賠償共通) など
搭乗者傷害共済・人身傷害共済	<ul style="list-style-type: none"> ○被共済者の故意、重大な過失、闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人に生じた損害・ケガ ○酒気帯びの状態または無免許などで運転中に、その本人に生じた損害・ケガ ○極めて異常かつ危険な方法でお車に搭乗中の方に生じた損害・ケガ など
車両共済	<ul style="list-style-type: none"> ○ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失により生じた損害 ○消防または避難に必要な処置以外の国または公共団体の公権力行使により生じた損害 ○詐欺または横領により生じた損害 ○タイヤの単独損害 ○酒気帯びの状態または無免許などで運転中に生じた損害 ○お車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗による損害、または故障損害 ○お車に定着されていない付属品の単独損害(火災を除きます。) ○法令などにより禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害 など

医労連共済 自動車共済加入登録書

普通共済約款、特約条項および本加入登録書記事項を承認し、本書に記載および告知した事項は事実と相違なくかつ契約内容が意向に沿ったものであることを確認のうえ、下記のとおり元受の自動車共済協同組合への契約手続きを委任します。なお、契約をする前提として下記告知内容が事実と異なる場合は、この契約が締結時より無効となることを予め同意します。また、前契約内容・事故の有無について他の自動車保険（共済）に確認することを承認します。

新規 増車 申込日 20 年 月 日 受付番号

★新規増車 のどちらかに○をつけてください。「増車」は、すでに医労連自動車共済に加入されている方が2台目以降の登録をする場合です。

契約者(組合員)	住所	フリガナ (〒 -)				電話	〈自宅〉 ()	
	氏名	フリガナ	生年月日	年齢	押印		〈携帯〉 ()	
		(S) (H) 年 月 日 満 歳					〈職場〉 () 内線 []	
単組コード	所属組合				担当者			

効力発生日 20 年 月 日 午前・午後 時から 登録番号

契約車両	車名 (例: サニー、クラウン)	仕様 (例: EXサルーン)
	車台番号	AEB装置 ①有 ②無
	付属品・価格	車両価格 ★新規購入の場合のみ

★前契約からの等級の引継ぎは、前契約の契約者・契約車両・事故歴の有無・記名被保険（共済）者を確認の上行います。ご契約者本人以外の等級は、「配偶者間」「同居の親族間」でしか引継げません。

記名被共済者 (主に使用する者)	フリガナ	生年月日	年齢	(〒 -)	住所	契約者住所と同じ
	(S) (H) 年 月 日 満 歳					

※記入のない場合は契約者本人です。★等級はこの方の無事故実績となります。

契約者との続柄 ① 配偶者 ② 同居の親 ③ 同居の子 ④ 同居のその他親族 ⑤ 別居の扶養の子 ⑥ 別居扶養のその他親族

車両所有者	★車検証の所有者名が契約者または記名被共済者と異なる場合にご記入ください。	フリガナ	(契約者と異なる場合の間柄)
-------	---------------------------------------	------	----------------

運転者の年齢条件 35歳以上 30歳以上 26歳以上 21歳以上 全年齢
※記名被共済者と配偶者、同居の親族の方が適用となります。他の方は全年齢となります。
 ※主に運転する方（記名被共済者）と同居親族の方の中で一番若い方が運転できる年齢条件をお選びください。
 ※貨物車・キャンピング車は「全年齢」のみ、原付は「全年齢」と「21歳以上」のみ。

運転者限定特約 有 運転者本人・配偶者限定特約（運転者を本人（＝記名被共済者）およびその配偶者に限定）
※貨物車・二輪・原付は設定できません。

基本補償	四輪	対人賠償	無制限	二輪・原付	<input type="checkbox"/> 自動二輪B <input type="checkbox"/> 原付B <input type="checkbox"/> 自動二輪C <input type="checkbox"/> 原付C
	人身傷害	対物賠償	<input type="checkbox"/> 無制限 <input type="checkbox"/> 2000万 <input type="checkbox"/> 1000万	対人無制限 対物500万円 搭乗者傷害200万円 部位症状別払	対人無制限 対物1000万円 搭乗者傷害500万円 *（北海道のみ200万円） 部位症状別払
		車外事故特約	<input type="checkbox"/> 有 ※契約車両に「搭乗中のみ」の場合が基本補償です。		
車	共済金額	<input type="checkbox"/> 1億 <input type="checkbox"/> 5000万 <input type="checkbox"/> 3000万			

車両共済	補償タイプ	① 一般車両（フルワイド） ② 車対車+危険限定（セキュリティ）
	免責（自己負担額）	① [1回目の事故] なし— [2回目以降の事故] 10万円 ② [1回目の事故] 5万円— [2回目以降の事故] 10万円

1回目の事故とは1共済期間中の1回目の事故のことをいいます。

代車費用特約	事故・故障時代車費用特約 <input type="checkbox"/> 有	代車費用日額 ※共済日額を限度に実額をお支払いします。 小型・普通乗用車1500cc以下:5000円 2500cc以下:7000円 2500cc超:10000円 軽四輪（乗用・貨物）車・小型貨物車:5000円 キャンピング・普通貨物車:10000円
	※どちらか一つです。	
	ロードアシスタンス代車費用特約 <input type="checkbox"/> 有	
	※車両共済契約されない場合	

ロードアシスタンス宿泊移動費用特約 有 車両全損時諸費用倍額払特約 有 ※車両共済に加入が条件です。

各種特約など 弁護士費用特約 有 原付特約 有 福祉車両 有

重要告知事項

下記の事項は重要な告知事項です。これらの欄に事実と異なる記載をしたり、または事実を記載しなかった場合には、ご契約が解除されたり、共済金をお支払いできないことがあります。（記名被共済者が契約者と異なる場合には、記名被共済者へもご確認のうえ正しく記載してください。）

前契約および加入歴	① 過去13ヶ月以内に満期を迎えた契約または解約・解除された契約がありますか？ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (契約車両と同一の契約、または、車両入替前の他の自動車の契約など)	始期日: 年 月 日
	共済組合(保険会社)名	解約日・解除日: 年 月 日
② 過去13ヶ月以内に満期を迎えた契約または解約・解除された契約がない場合	今回初めて自動車共済をご契約される方で、ご自身または同居の親族が、今回ご契約のお車以外に医労連共済または他の自動車保険（共済）に自動車保険契約（11等級以上）がありますか？ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（複数所有新規）	
	中断証明書を発行した契約がありますか？ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（中断特則）	
③ ①の契約期間内に事故はありますか？ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	事故件数 件	

必ずご記入ください。

切

り

取

り

線

型式別掛金区分について

2020年1月
改定点

対象となる車 **自家用(普通・小型)乗用車**

自動車の型式ごとの事故実績に基づいた1～17の型式別掛金区分が、『対人・対物・傷害・車両』の補償ごとに設定されています。

	型式ごとの事故実績に応じて毎年見直し																
対人賠償共済	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
対物賠償共済	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
人身傷害共済	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
車両共済	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17

← 安い 掛 金 高い →

2020年1月
改定点

対象となる車 **自家用軽四輪乗用車**

自動車の型式ごとの事故実績に基づいた1～3の型式別掛金区分が、『対人・対物・傷害・車両』の補償ごとに設定されています。

	型式ごとの事故実績に応じて毎年見直し		
対人賠償共済	1	2	3
対物賠償共済	1	2	3
人身傷害共済	1	2	3
車両共済	1	2	3

← 安い 掛 金 高い →

- ★掛金区分は、損害保険料率算出機構が各保険会社から収集した型式ごとの損害率データをもとに決定されます。(型式別掛金区分は各損害保険会社と同様の区分となります。)
- ★型式別掛金区分は、毎年1月に見直しが行われます。
- ★対人・対物・人傷傷害・車両が必ずしも同じ区分とは限りません!

契約者ご自身の事故の有無にかかわらず、掛金も毎年変動する場合があります。



見積り依頼書

FAX先はこちら
03-3876-8263

見積り申込日
20 年 月 日

見積り依頼方法
見積り依頼書に必要事項をご記入の上、車検証のコピー・現在加入の保険証券の写しおよび満期通知書（他の保険から切り替えまたは複数所有新規7等級の場合）とともにFAXしてください。見積書を作成の上FAXします。

<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 増車	<input type="checkbox"/> 車両入替	入替前の車の登録番号・車名
-----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	---------------

単組コード	TEL	担当者
所属組合名	FAX	

組合員名			
主に運転する方の名前	生年月日	S H 年 月 日	年齢 歳
	契約者との続柄	① 配偶者 ② 同居の親 ③ 同居の子 ④ 同居のその他親族 ⑤ 別居の扶養の子 ⑥ 別居扶養のその他親族	
車名	※必ずご記入下さい	登録番号(車のナンバー)	
初度登録年月	年 月	型 式	※必ずご記入下さい
車台番号		仕 様 (グレード)	
車両価格	万円	A E B 装 置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
付 属 品 品名		付 属 品 価 格	万円
ハイブリッド・電気自動車	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	福 祉 車 両	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

運転者の年齢条件	※主に運転する方と同居親族の方の中で一番若い方が運転できる年齢条件をお選びください。	<input type="checkbox"/> 35歳以上 <input type="checkbox"/> 30歳以上 <input type="checkbox"/> 26歳以上 <input type="checkbox"/> 21歳以上 <input type="checkbox"/> 全年齢
運転者限定特約	※主に運転する方が基準です。※貨物車・二輪・原付は設定できません。	※運転者本人・配偶者限定特約 <input type="checkbox"/> 有

基本補償	対人賠償	無 制 限	一輪・原付	<input type="checkbox"/> 自動二輪B <input type="checkbox"/> 原付B	<input type="checkbox"/> 自動二輪C <input type="checkbox"/> 原付C
	対物賠償	<input type="checkbox"/> 無制限 <input type="checkbox"/> 2000万円 <input type="checkbox"/> 1000万円		対人無制限 対物500万円 搭乗者傷害200万円 部位症状別払	対人無制限 対物1000万円 搭乗者傷害500万円 * (北海道のみ200万円) 部位症状別払
	人身傷害 共済金額	<input type="checkbox"/> 有 ※契約車両に「搭乗中のみ」の場合が基本補償です。 <input type="checkbox"/> 1億円 <input type="checkbox"/> 5000万円 <input type="checkbox"/> 3000万円			

車両共済	タイプ	<input type="checkbox"/> 一般車両(フルワイド) <input type="checkbox"/> 車対車+危険限定(セキュリティ)
	免責(自己負担額)	<input type="checkbox"/> [1回目の事故] なしー [2回目以降の事故] 10万円 <input type="checkbox"/> [1回目の事故] 5万円ー [2回目以降の事故] 10万円

※1回目の事故とは、1共済期間中の1回目の事故のことをいいます。

代車費用特約	事故・故障時代車費用特約	<input type="checkbox"/> 有	代車費用日額 ※共済金日額を限度に実額をお支払いします。 小型・普通乗用車1500cc以下:5000円 2500cc以下:7000円 2500cc超:10000円 軽四輪(乗用・貨物)車・小型貨物車:5000円 キャンピング・普通貨物車:10000円
	※どちらか一つです。	ロードアシスタンス代車費用特約	

ロードアシスタンス宿泊移動費用特約	<input type="checkbox"/> 有	車両全損時諸費用倍額払特約	<input type="checkbox"/> 有
-------------------	----------------------------	---------------	----------------------------

各種特約	弁護士費用特約 <input type="checkbox"/> 有	原付バイク特約 <input type="checkbox"/> 有
------	------------------------------------	------------------------------------

重要事項 必ずご記入を！

前契約および加入歴	①過去13ヶ月以内に満期を迎えた契約または解約・解除された契約がありますか？	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (ありの場合下記項目を記入)
	共済組合(保険会社)名	始 期 日: 年 月 日
	適用等級および事故有期間 等級 年	解約日・解除日: 年 月 日
②過去13ヶ月以内に満期を迎えた契約または解約・解除された契約がない場合	主に運転する方または同居の親族が他の車を所有し、医労連共済または他の自動車保険で11等級以上の契約がありますか？	<input type="checkbox"/> あり 7等級 (複数所有新規) 該当する自動車保険の証券(証書)の写しをご提出ください。
	中断証明書を発行した契約がありますか？	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (中断特則)
③①の契約期間内に事故はありますか？		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 事故件数 件
	上記事故時保険(共済)使用	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 事故日 年 月 日

見積り依頼・お申し込み

1 医労連共済ホームページから
見積もりができます
<http://www.iro-kyosai.jp>

2 P21の見積り依頼書を
医労連共済へFAXして下さい
FAX 03-3876-8263

お申し込みの方法

ご準備ください。

- ①医労連共済 自動車共済加入登録書
- ②加入する車の車検証(自動車検査証)のコピー
なお、排気量の小さいバイクで「車検証(自動車検査証)」のない場合、市町村の発行する「標識交付証明書」または「原動機付自転車登録書」のコピー。
- 他の自動車保険(共済)から切り替える場合
- ③保険証券のコピーおよび満期通知[ウラ・オモテ]のコピー
契約者名・記名被保険(共済)者・等級・事故有係数適用期間・証券番号・契約期間等がわかるもの
- 複数所有新規 7等級に該当する場合
- ④自動車共済証書(保険証券)のコピー
今回初めて自動車共済を契約する方で、ご自身または同居の親族が他の車を所有し、他の自動車保険(共済)で11等級以上の契約がある場合は、その自動車共済証書。

※掛金見積もりご希望の場合見積り依頼書および上記必要書類をFAXしてください。

自動車共済加入登録書に必要事項を記入・捺印。

告知事項 (前契約および加入歴)を 必ずご記入ください。	万一、「前契約(または加入歴)がない」と偽って申込をされた場合、告知義務違反となり共済金は支払われませんので、ご注意ください。この欄は非常に重要な項目です。
医労連共済へ ①②③④を送付。	(③④は該当する方のみ) お急ぎの場合は、電話で確認後、①②③④をFAXし、郵送[〇月〇日FAX済み]と記載してください。

医労連共済は、お送りいただいた書類に基づき、各エリアの自動車共済協同組合へ加入手続きを行った後、各単組・支部あてに掛金のお知らせをします。

◆掛金は年払いのみとなります。

※1年契約となります。満期の1ヵ月前までには労働組合に継続用紙を郵送します。

契約期間中に変更がある場合

- 住所変更
- 車の買い換え
- お子さまの運転免許取得
- ご家族の同居・別居など

自動車共済
「契約内容変更依頼書」を
ご提出ください。



廃車・譲渡・海外赴任などで 車を手放される方へ

ご契約のお車の廃車・譲渡・返還・車検切れ・記名被共済者の海外渡航等に伴い一時的にご契約を中断された場合、手続きをして「中断証明書」を発行する事ができます。解約前に医労連共済までご連絡ください。

- 中断証明書の有効期限10年



自動車の入れ替え

契約車両を別の車に入れ替えたいときは、遅滞なく、車両入替の手続きが必要です。「契約内容変更依頼書」と入れ替え後の車の「車検証(コピー)」を医労連共済に送付してください。



24時間事故受付 自動車事故の連絡先

北海道  0120-252924

中部  0120-365625

東北  0120-246250

西日本  0120-242365

関東  0120-898819

事故処理体制 について

各自動車共済協同組合の地域の支部あるいは各地域のサービスセンターに専門の職員がおり、この職員が親切に事故処理にあたります。必要な場合には顧問弁護士も含めて示談交渉にあたりますのでご安心ください。

- 示談交渉サービス:対人賠償事故・対物賠償事故の場合、被害者の同意の上、示談交渉サービスを行います。
- 一方的な被害事故でも、親切に相談・アドバイスを行います。



万一、事故が起こったら

負傷者の救護
119番

警察へ連絡
110番

事故状況をメモ
(相手の確認)

事故受付
ダイヤルへ連絡

※事故現場で示談・約束はせずに、早期に自動車共済協同組合までご連絡してください。

※次の項目はメモをしておきましょう。

- ①事故の発生日時
- ②事故の発生場所
- ③相手方の住所・氏名・連絡先
- ④相手車の登録番号
- ⑤届出の警察署名・担当警察官の氏名
- ⑥目撃者の住所・氏名・連絡先

その他の 重要 事項

- 医労連共済は、各自動車共済協同組合との代理所委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済掛金等領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって医労連共済とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、各自動車共済協同組合と直接契約されたものとなります。
- 自動車共済は、「全国自動車共済協同組合連合会」と再共済契約を結ぶことにより、リスクの分散体制をとっています。
- 自動車共済協同組合は異常災害等の事由により損失金を補てんできなかったときは、総代会の議決を経て、共済金を削減または共済掛金を追徴する場合があります。
- このパンフレットは、自動車共済の概要を記載したものです。なお、ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をご覧ください。また詳しくは、医労連共済または自動車共済協同組合におたすねください。

取扱代理所：医労連共済

みんなで作る 大きな安心

医労連共済

〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館4F TEL03-3876-8297 FAX03-3876-8263 (FAX24時間受付)
http://www.iro-kyosai.jp/

自動車共済のお問い合わせ

電話:平日9:30~17:30
FAX:24時間受付



い ろ う れ ん む し こ
0120-160625